

令和 5 年 1 月 3 0 日 開 会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

鳥 取 県 西 部 広 域 行 政 管 理 組 合 議 会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和 5 年 1 月 3 0 日 ( 月 )

午後 0 時 3 0 分開会

場 所 米子市淀江支所 第 3 会議室

1 開 会

2 協議事件

(1) 本日の議事日程について

(2) 鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報保護に関する条例  
の制定について

(3) その他

3 閉 会

~~~~~

出 席 委 員 (5 名)

委員長 今 城 雅 子 副委員長 米 本 隆 記

委 員 奥 岩 浩 基 委 員 森 岡 俊 夫

委 員 山 本 芳 昭

~~~~~

## 欠 席 委 員 ( 0 名 )

~~~~~

出 席 議 員 (2 名)

議 長 稲 田 清 副議長 荒 井 秀 行

~~~~~

## 当 局 出 席 者

事務局長 三 上 洋 事務局総務課長 矢 野 伴 典

～～～～～～～～～～

## 議 会 担 当 職 員

書 記 長      近 藤      隆                      書      記              板 井      寛 典

～～～～～～～～～～

## 1      開              会

(午後0時30分    開会)

○**今城委員長** それでは、これより議会運営委員会を開会いたします。

協議事件に入ります前に、三上局長から発言を求められておりますので、これを許します。三上局長。

○**三上事務局長** すみません。大変申し訳ございません。先ほど、ちょっと資料のほうをお配りをさせていただいたところでございますけれども、事前送付をさせていただきましたこのたびの臨時議会の議案の中にですね、1か所誤植がございました。大変申し訳ございませんでした。資料名といたしましては、書いておりますように議案でございます。該当ページは13ページになりますけれども、先ほどお配りをさせていただきました差し替えの資料で言いますと、13ページの上のところに条例の改正前後の表がございますけれども、その下に、「鳥取県西部広域行政管理組合職員の再任用に関する条例の廃止」ということでお配りしたものが第4条ということで、正しい表記のものをお配りしておりますけれども、これが事前送付をさせていただきましたものは第3条ということになってございました。内容につきましては、訂正の正誤表のほうをおつけしておりますけれども、これにつきましてですね、本日の議会の開会前にお時間を頂戴いたしまして、事務局のほうからお詫びを申し上げますとともに、訂正それから議案の差し替え、これをお願いをさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

○**今城委員長** では、発言は終わりましたが、皆様それでよろしいでしょうか。本日上程となる議案でございますので、差し替え2ページ分、1枚差し替えるということで準備させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

～～～～～～～～～～

## 2    協 議 事 件

○**今城委員長** それでは、日程2、協議事件に入りたいと思っております。

1、本日の議事日程についてを議題といたします。担当からの説明をお願いいたします。近藤書記長。

**○近藤書記長** それでは、本日の議事日程について説明させていただきます。資料１－１、臨時会の全体の日程案を御覧ください。

この議会運営委員会に引き続きまして、午後１時から組合議会臨時会を開会させていただきます。

本日の議事でございますが、まず、諸般の報告といたしまして、説明のため出席を求めた者の報告をしていただきます。続きまして、日程第１は、会議録署名議員の指名でございます。本日は、今城議員と小谷議員を指名させていただきます。

次に、日程第２は、会期の決定でございます。本日１日でお諮りいただきます。

日程第３は、議案第１５号、令和３年度一般会計の決算認定についてでございます。本件は、昨年１１月に開催されました組合議会定例会において、継続審査となったものでございます。議会閉会中の１２月２３日に決算審査特別委員会が開催され、審査をしていただいたものでございます。本日は、渡辺委員長に審査報告をお願いいたします。その後、委員長報告に対する質疑、討論を経まして、議案第１５号の採決をしていただきます。

次は日程第４、管理者の議案上程でございます。本日は、補正予算２件、うち１件は専決処分、それから条例案件が１件、計３議案でございます。これらの議案につきまして、管理者の提案理由の説明の後、議案質疑を行っていただきます。なお、１月２６日の正午を通告期限としておりました議案質疑につきましては、発言通告書の提出はございませんでした。質疑終了後の委員会付託でございますが、議案第１号及び議案第３号につきましては、補正予算でございますので、議会にお諮りいただき、予算審査特別委員会へ付託していただくこととなります。議案第２号につきましては、条例案件でございますので、資料１－２の付託区分表のとおり、総務消防常任委員会への付託となります。

ここで、委員会審査のため暫時休憩としていただきます。

委員会審査でございますが、まず所管事務調査が予定されております常任委員会を、総務消防、民生環境の順に開催していただき、常任委員会終了後に予算審査特別委員会を開催していただきます。開催場所は、いずれも議場でございます。

予算審査特別委員会が終了後、本会議を再開していただきます。再開後は、総務消防常任委員会の小谷委員長、引き続き、予算審査特別委員会の奥岩委員長から審査結果の報告をしていただきます。

委員長の報告終了後、委員長報告に対します質疑、討論を経まして、議案第１号から第３号までを順次採決していただきます。

以上が、本日の臨時会の全日程でございますが、本日は臨時会終了後、ごみ処理施設等調査特別委員会の開催が議場におきまして予定されております。よろしくお願いいたします。

**○今城委員長** 担当から、本日の議事日程について説明がございました。委員の皆様から何か御意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、臨時会の議事日程につきましては、このとおりとさせていただきます。

それではここで、当局は退席をお願いいたします。

〔執行部退席〕

では次に、協議事項の２、組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題としたいと思います。担当から説明をお願いいたします。近藤書記長。

**○近藤書記長** それでは、資料２のほうに移っていただけますでしょうか。それでは、組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての説明をさせていただきます。お送りしております資料は、資料２－１、２－２、２－３でございます。

まず、資料２－１は、条例制定の背景、目的、それから条例の制定に当たっての基本的な考え方、条例案の概要などを記載した資料でございます。

続きまして、資料２－２は、個人情報の保護に関する条例比較表でございます。これは表が３段に分かれておりまして、まず表の左側が、本組合議会の個人情報の保護に関する条例の素案、真ん中の段が全国市議会議長会の条例（例）、一番右側が、条例の素案と条例（例）を比較して変更箇所の説明、理由などを記載しております。という３段表になっております。また、条例の素案と議長会からの条例（例）と違っている箇所には網掛けと下線を引いております。そういう表になっております。

次に、資料２－３、これは全国市議会議長会から出されております参考資料でございます。

以上の資料が、お送りしております資料でございます。この議会の個人情報に関する条例の制定につきましては、それぞれの市町村議会でも制定に向け御準備されていることと思いますが、本組合議会でも同様に条例の制定の必要がございます。それで、このたび条例の素案を作成したものでございます。

本日は、この条例の素案について資料２－１によって概要の説明をさせていただきます。資料２－１のまず１番、条例制定の背景・目的でございます。現在の個人情報保護制度は、個人情報を取り扱う主体ごとに、

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の３本の法律が定められており、地方公共団体ごとで個人情報保護制度が定められております。本組合議会は、議会単独で条例等は定めておりませんが、組合の執行部が定めております鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例により個人情報保護について必要な事項が定められており、その中で実施機関として議会が適用されております。このたび、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布によって、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和５年４月からは、国、地方公共団体及び民間事業者等における個人情報保護制度の一本化が図られ、全国的な共通ルールが適用されることとなりましたが、地方議会はその共通ルールの適用対象外となっております。本組合におきましても、現行の当組合個人情報保護条例を廃止して、個人情報保護法の施行条例を制定する予定でございますが、本組合議会においては、改正後も引き続き個人情報を適正に管理し、保護するという観点から、組合議会の個人情報の保護に関する条例を制定し、組合議会における個人情報保護制度の適正運用を図ろうとするものでございます。

次、２番の、条例制定に当たっての基本的な考え方でございます。まず１番といたしまして、本条例は、改正法との整合性を勘案するとともに、法が直接適用される執行機関側と、適用されない議会側の保有する個人情報の手続きですとか、個人情報の取り扱いに関して差異が生じないように作成いたします。なお、現行の本組合の個人情報保護条例、それから、これから執行部側が制定予定の個人情報保護法の施行条例、これらはいずれも米子市の条例を参考にしてつくっておりますことから、本組合議会の条例においても米子市議会の条例を参考にして作成をいたします。次に、２番目でございます。本条例における議会の個人情報の対象は、議会担当が取得し、保有する個人情報を想定しております。議員の職務の範囲は広汎かつ法令上明確でないことから、各議員が職務上作成し、または取得した個人情報を保有個人情報として条例による規制の対象とすると、議員活動に対する過度な規制となる恐れがあることなどの理由から、対象外となります。３番目でございますが、改正法上で、権限行使の主体や具体的義務の対象のものには、「行政機関の長等」を、その他のものは「行政機関」を用いて使い分けられている用語について、本条例の素案では、機関として負うべき義務を課す場合は「議会」、個人情報保護に関する手続きや処分等を行う場合は「議長」というふうに規定しております。

次に、資料の２ページでございます。３番の、条例（案）の概要。これは別添の資料２－２、３段表の左側が条例の素案でございます。それ

では、この条例の素案に規定しております章ごとに、どのような内容を規定しているかを説明させていただきます。まず第1章は、総則。これが第1条から第3条でございます。条例の目的、定義、議会の責務を規定しております。第2章は、個人情報等の取扱いということで、第4条から第16条に、議会における個人情報の適切な取り扱いのため、ここに記載しております事項を定めております。第3章は、個人情報の管理です。第17条と第17条の2に個人情報ファイル簿の作成及び公表、それから個人情報取扱事務の届出等について規定しております。第4章では、開示、訂正及び利用停止。これを第18条から第46条まで規定しております。ここには議会の保有する自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止等の権利、手続きについて規定しております。この中の第1節、第18条から30条では開示、第2節として第31条から第37条に訂正、第3節、利用停止といたしまして第38条から第43条、それから第4節には審査請求、第5章には雑則、第6章には罰則、という順で規定をしております。なお、条例の施行期日は、令和5年の2月の組合議会定例会に条例案の上程を行い、令和5年4月1日から施行する予定としております。

以上、個人情報の保護条例素案の概要の説明でございます。よろしくお願いいたします。

**○今城委員長** 担当からの説明が終わりました。今説明がございましたのは、概要という形で、本日この後議会もありますので御説明をさせていただきました。条例の素案につきましては、先ほど説明がありましたとおり、条例の比較表というところで素案のものがついていると思っております。それで、皆様方の各市町村議会におきましては、これまで御審議を各議会でおられるということを前提にさせていただいた上で、本議会といたしましては、先ほどスケジュール感としまして、令和5年4月1日から施行するということを考えますと、上程、そして議決というのが2月の本議会での定例会でということになりまして、非常に時間的にタイトなものになっておりますが、内容についての審議というものを本日はすることができませんので。そして、この議案になるであろうこの条例の素案につきましては、全議員の皆様にも今回お配りをしております。議運の皆様のみならず。ということもありますので、今後のスケジュールといたしましては、本日、皆様とこの議運で今後のスケジュール合意できましたら、本日、議場の机上のほうに、このスケジュールでやりたいと思いますということと同時に御意見聴取をさせていただけるようにと思っております。具体的には2月の3日までに、全議員さんからの意見聴取をさせていただくということを踏まえて、事務局で集約

しまして、2月9日には議会運営委員会をさせていただいて、内容審議、それと最終的な合意形成をさせていただくということで、2月の議会に議運から上程をするというような運びとさせていただきたいと思います。これでいかがでしょうか。

〔「いいですよ」と声あり〕

**○今城委員長** そうしましたら、本日ここで合意させていただきましたので、議場のほうで皆さん、全議員さんにその様な内容と、それと書式としては特にはありませんが、このようなもので提出していただければというものも配布させていただくようにしておりますので。決してそれではないといけんというわけではないですが、参考としてお配りさせていただくような運びにしておりますので。スケジュール的には非常にタイトで申し訳ないんですが、内容の説明も不十分ではあるかと思いますが、各議会で内容のほうはほぼやったださっているということを踏まえて。首振つとられる方もありますが、ということも踏まえて、この組合議会といたしまして必要なものなどを網羅して事務局が作ってくださっておりますので、それを見ていただきながら、何か皆様の御意見等を聴取いただくということで、次、議運を特別に持たしていただいて、2月にということにさせていただきますので、皆様よろしく願いいたします。

では、そのようなスケジュールでさせていただきたいと思いますので、よろしく願いします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○今城委員長** それでは次に、協議事項の3、その他でございますが、担当及び委員の皆様から何かございましたらお願いをいたします。山本委員。

**○山本委員** 先ほど、西部の議長会、定例の総会を行いまして、その中で意見をいただきましたので、この議運で協議をしていただければと思います。まず一つ、この西部広域行政管理組合議会の採決の方法でありますけれども、簡易採決ではなくて、起立または挙手をお願いをしたいという要請といいますか、意見をいただきましたので、ぜひとも議運で検討していただきたいという意見をいただきました。

それともう1点あります。この議運ですけれども、当日30分前や1時間前で議運をするのではなくて、事前に別の日に開催されるべきではないかという意見、2ついただきましたので、皆様の御意見をいただきたいと思いますし、審議をしていただきたいと思います。よろしく願いします。

**○今城委員長** はい、承知いたしました。そうしますと、今、御意見頂戴しました採決方法についてということですが、議案等の内容等、また

議案の出し方等についても、少し事務局のほうにも調査をさせまして、そしてどのような形にするのが一番適切なのかということ、議長・副議長とも相談させていただきながら、少し調査をさせていただいてから皆さんにお諮りしたいと思いますので、よろしいでしょうか。はい、山本委員。

**○山本委員** あの、意見といたしましては、「御異議ありませんか」と言ったときに、「異議なし」と言っても、賛同者がなければ同意してもらえませんので、取り上げてもらえませんので、議案一つずつ採決をしていただきたいということでした。よろしく御審議お願いします。

**○今城委員長** はい、承知しました。あともう一つ、1点おっしゃってくださいまして。議運の持ち方という、別日にしてはということについては、次回の議運が2月に予定させていただいておりますので、少し皆様、議運の委員さんですので、検討とかお考えを少しその場でいただくということでもよろしいですかね。

〔「はい」と声あり〕

**○今城委員長** 今日はそのようにさせていただいて、次回の検討事項とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかにはございませんでしょうか、委員の皆様からは。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** 稲田議長、荒井副議長から、何かございますでしょうか。

〔「ございません」と声あり〕

~~~~~

3 閉 会

○今城委員長 それでは、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

午後0時53分閉会

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長

今 城 雅 子